行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢40歳~60歳代 の男性、身長184センチ位、痩せ型、着衣は茶 色ジャケット、薄ベージュ色ズボン、黒色靴下、 里色ビジネスシューズ

上記の者は、平成31年1月13日栃木県日光市山 内2310番地1瀧尾神社北西約1200m先の日光市日 光地内の山林内で発見されました。死因は不詳、 死亡日は平成31年1月上旬頃です。平成31年2月 13日火葬に付し、遺骨は日光市営鬼怒川霊園内の 納骨堂に保管してありますので、心当りの方は、 日光市健康福祉部社会福祉課まで申し出てくださ

平成31年3月8日

栃木県

日光市長 大嶋 一生

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、身長51センチメートル、 体重2366グラムの女の乳児、着衣なし

上記の者は、平成30年12月13日午前9時30分こ ろ、平塚市唐ケ原83番地先金目川河口付近で臍帯 がついた状態で発見されました。死因は不詳、遺 体は当市が火葬に付し、遺骨を保管中です。心当 たりの方は当市生活福祉課まで申し出てくださ 17

平成31年3月8日

神奈川県

平塚市長 落合 克宏

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30歳以上(推定)、 男性(推定)

上記の者は、平成30年10月19日午前9時20分こ ろ真鶴町岩地内、国道135号線下り6.6キロポスト から東方約40メートルの海岸上で発見された。

遺体は火葬に付し、遺骨は町営墓地の無縁墓地 に納骨してあります。心当たりのある方は、当町 健康福祉課まで申し出てください。

平成31年3月8日

神奈川県

真鶴町長 宇賀 一章

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳の男性、着衣・所 持金品なし

上記の者は、平成30年6月13日午前9時30分頃、 大阪府四條畷市大字下田原2507番5号東大阪新生 駒線No.3鉄塔から約40m東側の山中において、 白骨体で発見されたもので、火葬に付し、遺骨は | 2 通知の内容 保管しています。心当たりのある方は、四條畷市 生活福祉課までお申し出ください。

平成31年3月8日

大阪府

四條畷市長 東 修平

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢40歳から60歳 代前後の男性。推定身長164.75センチくらい(大 腿骨の長さから推定身長割出) 着衣なし。

上記の者は、平成30年7月7日午後7時50分頃 沖縄県国頭郡恩納村字恩納5973番地恩納村ふれあ い体験学習センターから西方約300メートル地点 官志富島の東側砂浜にて発見され、死亡日時は平 成20年から29年の間頃と推定される。死亡場所・ 死因は不詳。身元不明につき遺体は火葬に付し、 遺骨を恩納村無縁仏納骨堂に保管しています。心 当たりのある方は、恩納村福祉健康課まで申し出 て下さい。

平成31年3月8日

沖縄県

恩納村長 長浜 善巳

公 示 送 達

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第99 条第2項の規定による陸前高田都市計画高田地区 被災市街地復興土地区画整理事業の次の者に対す る仮換地の使用収益開始日の通知は、通知書を送 付すべき場所を確知することができないので、同 法第133条第1項及び同条第2項において準用す る同法第77条第5項の規定により、当該通知書の 送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

なお、「図面」は、掲載を省略し、岩手県陸前高 田市高田町字館の沖87番地1にある掲示場に掲示 する。

平成31年3月8日

陸前高田都市計画

高田地区被災市街地復興土地区画整理事業

施行者 陸前高田市

代表者 陸前高田市長 戸羽

記

通知書の送付を受けるべき者

住所 岩手県陸前高田市高田町字大町60番地 氏名 合名会社なべや呉服店

陸高市街第457号 平成31年2月18日

(1) 従前の宅地

町字 高田町字大町

地番 16

地目 宅地

登記地積 313.21m

(基準地積 313.21m)

町字 高田町字大町

地番 60

地目 宅地

登記地積 535.51m²

(基準地積 535,51m)

町字 高田町字大町

地番 61-1

地目 宅地

登記地積 418.84m

(基準地積 418.84m²)

仮換地

街区番号 KB18

画地番号 2-1

地積 1,068m

仮換地について使用又は収益を開始するこ とができる日 平成31年3月18日

(2) 従前の宅地

町字 高田町字館の沖

地番 1

地目 宅地

登記地積 123.30m

(基準地積 123.30m)

仮換地

街区番号 KB18

画地番号 2-2

地積 111m

仮換地について使用又は収益を開始するこ とができる日 平成31年3月18日

く数示>

1 この処分について不服がある場合は、この 処分があったことを知った日の翌日から起算 して3か月以内に、岩手県知事に対して審査 請求書を提出して審査請求をすることができ ます(審査請求の記載事項は、行政不服審査 法(平成26年法律第68号)第19条第2項に規 定されています。)。なお、この処分があった

ことを知った日の翌日から起算して3か月以 内であっても、この処分のあった日の翌日か ら起算して1年を経過すると、審査請求をす ることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分があった ことを知った日の翌日から起算して6か月以 内に陸前高田市を被告(訴訟において陸前高 田市を代表する者は、陸前高田市長となりま す。)として提起することができます。なお、 この処分があったことを知った日の翌日から 起算して6か月以内であっても、この処分の あった日の翌日から起算して1年を経過する と、処分の取消しの訴えを提起することがで きなくなります。ただし、1の審査請求をし た場合には、当該審査請求に対する裁決が あったことを知った日の翌日から起算して6 か月以内に提起することができます。

会社その他の公告

辉製公告

当社は、平成三十一年一月三十一日開催の株主 総会の決議により解散いたしましたので、当社に 債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月 以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは情算か ら徐斥します。

平成三十一年三月八日

宮城県東松島市大曲字寺前一○番地一三

有限会社ヤモト

清算人 石井惠美子

